北海道告示第10752号

北海道が令和4年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

また、次の表の左欄に掲げる事務又は事業に係る補助金等の交付の決定、補助金等の額の確定その他補助金等の交付に関する権限は、それぞれ同表の補助金等の交付に関する権限の委任欄に掲げる職にある者に委任する。

令和4年5月31日

北海道知事 鈴木 直道

(農政部所管分その11)

補助金等を交付する事 務又は事業の名称及び その目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補 助 率 等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の 部数、提出期 び 提 出	提出 補助金等の交付 限及 に関する権限の 先 委任	摘	要
1 アイヌ農林漁業対策事業 アイヌ住民居住地区におけるアイヌ農林漁家の経営の改善と経済的地位の向上を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村		1にあっては60分 の43以内(市町村 が事業主体である 場合にあっては3 分の2以内) 2にあっては2分 の1以内	農政第18号様式 農政第20号様式 農政第62号様式 別に指示する様	農政第29号様式 農政第31号様式 農政第62号様式	提出部類 提出期 提出 出 生 出 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是	指 又は振興局長つる を振りる		